

循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）（公共）

13,296百万（13,296百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽推進室

1. 事業の概要

(1) 高度処理型浄化槽の普及促進

窒素又は磷対策等を特に実施する必要がある地域について高度処理型浄化槽の普及促進を図るため、高度処理型浄化槽の自己負担分を通常型浄化槽の自己負担分と均一にする。

高度処理型浄化槽の区分

- 1) 窒素又は磷を除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽
- 2) 窒素及び磷を除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽
- 3) BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽

公費負担

高度処理型浄化槽又は変則浄化槽と通常型浄化槽又は変則浄化槽との自己負担分の差額を公費で負担

(2) 浄化槽市町村整備推進事業における年度内整備戸数の緩和等

事業年度内整備戸数の下限は原則20戸以上で、3年以上継続又は累計50戸以上整備した場合は、10戸以上としているが、事業が7年以上継続又は累積100戸以上整備した場合は事業年度内に整備する戸数が10戸未満でも差し支えないこととする。

事業年度内に整備する戸数が10戸以上で差し支えない地域に、次の地域を追加する。（注： の追加要件に該当するものである。）

- 1) 湖沼水質保全特別措置法の指定地域
- 2) 水質汚濁防止法の水質総量規制の指定地域
- 3) 水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域

(3) 事務費及び計画策定調査費の対応率の引き上げ

事務費	3.5%	6.5%
計画策定調査費	3.5%	直接必要とする額

2. 施策の効果

浄化槽の整備により、湖沼等公共用水域等における生活排水対策が進み、良好な水環境や健全な水循環が確保できる。

この他、内閣府に地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)を計上 171,282百万円の内数(141,833百万円の内数)

高度処理型浄化槽の普及促進

